

技管第 75 号  
平成 18 年 7 月 27 日

土木部関係各課室所長 様

参事兼技術管理課長

コンクリート構造物の乾燥収縮等にもなうひび割れの処理について（通知）

このことについては、先の道路局会計実地検査において協議事項となり、発注者は必要に応じた補修を行うとともに、今後は施工箇所の気候をはじめとする諸条件を勘案したコンクリートの打設や養生を適切に行い、乾燥収縮等によるひび割れの防止に取り組むこととしたところです。

しかしながら、やむを得ず発生した乾燥収縮等に起因したひび割れの取り扱いについて、下記のとおり定めましたので通知します。

#### 記

##### 1. 対象工事

土木部が発注する土木工事に適用する。

##### 2. 補修の対象となるひび割れと補修工法

「コンクリート標準示方書」（土木学会）、「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針」（（社）日本コンクリート工学協会）及び平成 18 年度道路局会計実地検査の協議事項に基づき別添のとおりとする。

##### 3. 補修に係る費用等

原則、請負者負担により、工事工期内に補修を完了させる。

##### 4. 完了検査時の対応

完了検査時においては、補修の確認をするとともに、検査時に新たにひび割れが指摘された場合においては、「栃木県土木部工事検査要領」第 10 条（軽微なものの措置）、第 11 条（再検査）に基づき取り扱う。

##### 5. 完了検査後の対応

栃木県建設工事請負契約書第 45 条（かし担保）に係る条項により適切に取り扱う。

問い合わせ先

土木部技術管理課

技術調整担当

内 2 4 2 1

検査班

内 2 4 0 3

別 添

【補修の対象となるひび割れ】

コンクリート構造物（捨てコン、均しコンなど殆ど強度を必要とせず気象作用のないものを除く）で、次のひび割れを補修の対象とする。

構造物の分類	ひび割れ幅 w(mm)
水利構造物	w 0.05
その他の構造物	w 0.1

（参考）かし担保で補修が必要となるひび割れ幅

構造物の分類	ひび割れ幅 w (mm)	ひび割れ幅 w と長さ L(mm)
水利構造物	w 0.2	0.05 w < 0.2 かつ L 500
その他の構造物	w 0.4	0.1 w < 0.4 かつ L 500

【ひび割れ補修工法（参考）】

補修工法	ひび割れの状態	内 容
ひび割れ被覆工法	ひび割れ幅 0.2mm 以下の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひび割れに塗膜を構成させ、防水、耐久性を向上させる目的で行われる工法</li> <li>・ひび割れに樹脂系あるいはセメント系の材料を注入して、防水性、耐久性を向上させるものであり、仕上げ材がコンクリートの躯体から浮いている場合の補修にも採用される工法</li> </ul>
注入工法		
充てん工法	ひび割れ幅 0.5mm 以上の場合 〔鉄筋が腐食していない場合〕	・ひび割れに沿って U 字型にコンクリートをカットし、その部分に補修材を充てんする工法

（注）補修工法は、事業主管課と協議して定めること